

建保発第63号
平成20年5月15日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 前川 容 洋

被保険者に係る平成20年度特定健康診査の実施について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、被保険者に係る平成20年度特定健康診査については、先にお示しさせていただきました当健康保険組合の「特定健康診査等実施計画」にかかわらず、次のとおり取扱いを変更させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

何かとご迷惑をお掛けしますことについて、深くお詫び申し上げます。

○ 変更理由

被保険者に係る特定健康診査について、「健康保険組合は、必要に応じて、事業所を経由して特定健康診査対象者に受診券を交付し、当該被保険者は、健診機関に受診券と健康保険被保険者証とを提出（提示）し、特定健診を受診する。」としていました。

受診券により特定健康診査を受診できるのは、健康保険組合と契約した特定の健診機関であること、現在のところ契約健診機関をお知らせできる状況にないこと（代表医療保険者において、調整中）等により、受診券交付方式は見送りさせていただくこととしました。

1 受診方法について

事業主様が実施する労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受診したことにより、特定健康診査を受診したこととします。

なお、事業主様が希望する健診機関で受診することで差し支えありませんが、特定健康診査の健診項目（質問項目を含みます。）について、受診もれのないようご留意願います。

- 平成20年度における特定健康診査の実施対象被保険者
昭和9年4月1日から昭和44年3月31日までに生まれた方

2 費用負担について

特定健康診査の特定健診項目の費用については、5,000円以内の実費は当健康保険組合が負担し、5,000円を超えた費用及び特定健診項目以外の費用は事業主様が負担していただきます。

当健康保険組合の負担分は、所定の「定期健康診断（特定健康診査）補助金請求書」により、原則として平成21年2月27日（金）までに当健康保険組合に請求していただきます。

- 「定期健康診断（特定健康診査）補助金請求書」の添付書類について
 - ・ 所定の受診者名簿
 - ・ 健診結果書（写しで差し支えありません。）
 - ・ 特定健康診査に要した費用を明らかにする書類（写しで差し支えありません。）

- 定期健康診断（特定健康診査）の費用の補助について

厚生労働者から、健康保険組合が定期健康診断（特定健康診査）の費用を補助することは適切でないという指導を受けています。

平成20年度は、特定健康診査の実施の義務化の初年度であり、健康保険組合等の準備が十分できていないなかで、事業主様には被保険者等への周知、関係機関との調整、健康保険組合への健診結果書の提供等、従前にも増してご負担をお掛けすることになると思われまます。

当健康保険組合として、そのような状況を踏まえ、定期健康診断（特定健康診査）の費用について補助をさせていただくことにしましたので、お含み置き願います。

3 人間ドックと特定健康診査との関係

- (1) 人間ドック（特定健診項目を含んでいます。以下同じです。）の費用について、当健康保険組合から補助を受けた被保険者については、定期健康診断（特定健康診査）の補助は受けられないこととします。
- (2) 人間ドックを受けられた被保険者の方は、特定健康診査の結果書（写しで差し支えありません。）を当健康保険組合にご提供いただきます。

4 被扶養者に係る平成20年度特定健康診査の実施について

平成20年度における特定健康診査の実施対象被扶養者の方には、平成20年7月頃に、ご自宅に特定健康診査実施のご案内書（受診券、健診機関一覧等）を送付させていただきます。

[定期健康診断（特定健康診査）補助金請求書はこちら](#)